

大口町告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、可燃ごみ収集手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成28年12月14日

大口町長 鈴木雅博

委託した者		委託期間
名称	所在地	
ファミリーマート 大口R41号店	大口町外坪一丁目36番地1	平成28年12月15日から 平成29年3月31日まで